

荷物営業規則の一部改正（消費税率の引上げによる運賃・料金改定等に伴う改正）

現 行 (前略)						改 正 (前略)					
<p>第3章 運賃及び料金 (運賃及び料金)</p> <p>第16条 荷物の運賃及び料金（消費税相当額を含む。以下同じ。）並びにその適用方は、別表に定めるとおりとします。</p> <p>2 消費税が免除される場合の運賃及び料金は、前項に規定する額に <u>105分の100</u> を乗じ、1円未満の端数を1円単位に切り上げた額とします。 (中略)</p> <p>8 荷送人は、第<u>6</u>項に掲げるものを除いて、運賃及び料金を前払又は着払とした荷物について、託送後に生じた運賃及び料金を着払とすることができます。</p>						<p>第3章 運賃及び料金 (運賃及び料金)</p> <p>第16条 荷物の運賃及び料金（消費税相当額を含む。以下同じ。）並びにその適用方は、別表に定めるとおりとします。</p> <p>2 消費税が免除される場合の運賃及び料金は、前項に規定する額に <u>108分の100</u> を乗じ、1円未満の端数を1円単位に切り上げた額とします。 (中略)</p> <p>8 荷送人は、第<u>5</u>項に掲げるものを除いて、運賃及び料金を前払又は着払とした荷物について、託送後に生じた運賃及び料金を着払とすることができます。</p>					
<p>別 表（第2条、第16条）</p> <p>1 運賃</p> <p>(1) 普通扱荷物に対しては、次の通常小荷物運賃及び荷物地帯区分表を適用します。</p> <p>ア 通常小荷物運賃</p>						<p>別 表（第2条、第16条）</p> <p>1 運賃</p> <p>(1) 普通扱荷物に対しては、次の通常小荷物運賃及び荷物地帯区分表を適用します。</p> <p>ア 通常小荷物運賃</p>					
重量 地帯区分	10キ ログラム まで	20キ ログラム まで	30キ ログラム まで	50キ ログラム まで	以上20キ ログラムを 増すと します	重量 地帯区分	10キ ログラム まで	20キ ログラム まで	30キ ログラム まで	50キ ログラム まで	以上20キ ログラムを 増すと します
第1地帯	<u>650円</u>	<u>840円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,520円</u>	<u>420円</u>	第1地帯	<u>670円</u>	<u>860円</u>	<u>1,130円</u>	<u>1,560円</u>	<u>430円</u>
第2地帯	<u>780</u>	<u>1,000</u>	<u>1,320</u>	<u>1,780</u>	<u>520</u>	第2地帯	<u>800</u>	<u>1,030</u>	<u>1,360</u>	<u>1,830</u>	<u>530</u>
第3地帯	<u>940</u>	<u>1,150</u>	<u>1,520</u>	<u>2,050</u>	<u>620</u>	第3地帯	<u>970</u>	<u>1,180</u>	<u>1,560</u>	<u>2,110</u>	<u>640</u>
第4地帯	<u>1,050</u>	<u>1,320</u>	<u>1,730</u>	<u>2,310</u>	<u>730</u>	第4地帯	<u>1,080</u>	<u>1,360</u>	<u>1,780</u>	<u>2,380</u>	<u>750</u>
第5地帯	<u>1,150</u>	<u>1,470</u>	<u>1,950</u>	<u>2,570</u>	<u>840</u>	第5地帯	<u>1,180</u>	<u>1,510</u>	<u>2,010</u>	<u>2,640</u>	<u>860</u>
第6地帯	<u>1,250</u>	<u>1,630</u>	<u>2,150</u>	<u>2,830</u>	<u>940</u>	第6地帯	<u>1,290</u>	<u>1,680</u>	<u>2,210</u>	<u>2,910</u>	<u>970</u>
第7地帯	<u>1,370</u>	<u>1,780</u>	<u>2,370</u>	<u>3,100</u>	<u>1,050</u>	第7地帯	<u>1,410</u>	<u>1,830</u>	<u>2,440</u>	<u>3,190</u>	<u>1,080</u>
第8地帯	<u>1,470</u>	<u>1,950</u>	<u>2,570</u>	<u>3,360</u>	<u>1,150</u>	第8地帯	<u>1,510</u>	<u>2,010</u>	<u>2,640</u>	<u>3,460</u>	<u>1,180</u>
第9地帯	<u>1,570</u>	<u>2,100</u>	<u>2,780</u>	<u>3,620</u>	<u>1,250</u>	第9地帯	<u>1,610</u>	<u>2,160</u>	<u>2,860</u>	<u>3,720</u>	<u>1,290</u>

第10地帯	<u>1,680</u>	<u>2,250</u>	<u>3,000</u>	<u>3,880</u>	<u>1,370</u>
第11地帯	<u>1,780</u>	<u>2,420</u>	<u>3,200</u>	<u>4,150</u>	<u>1,470</u>
第12地帯	<u>1,890</u>	<u>2,570</u>	<u>3,420</u>	<u>4,410</u>	<u>1,570</u>

イ 荷物地帯区分表

(中略)

(2) 貸切扱荷物に対しては、次の貸切扱小荷物運賃を適用します。

ア 貸切扱小荷物運賃 1車1キロメートルにつき 760円

イ 貸切扱小荷物運賃の最低運賃は、50キロメートル分の運賃とします

(中略)

2 料金

(1) 荷物の料金は、次のとおりとします。

種別	料 金 率
要償額表示料	(1) 貴重品 表示額1,000円までごとに 1円
	(2) 動物 同 3円
	(3) その他 同 50銭
特急列車料	(1) 特急列車利用 10キログラムまで <u>620</u> 円
	20キログラムまで <u>1,250</u> 円
	30キログラムまで <u>1,890</u> 円
	以上20キログラムまでを増すごとに <u>620</u> 円
	(2) 新幹線列車利用 3キログラムまで(第1号ボックス) <u>310</u> 円
6キログラムまで(第2号又は第3号ボックス) <u>620</u> 円	
12キログラムまで(第4号ボックス) <u>1,250</u> 円	
30キログラムまで(第5号トランク又はバッグ) <u>3,150</u> 円	
保管料	1個1日について <u>200</u> 円、ただし、6日目以降は <u>250</u> 円とします。
さしず手数料	(1) 荷物発送前 一口1回について <u>520</u> 円
	(2) 荷物発送後 同 <u>620</u> 円
	(3) 第22条第1項に規定する事故を発見した後、託送取消の請求があった場合は、前各号に掲げる料金に別表第3項第2号イの規定により計算した増運賃の2分の1に相当する額を加算します。

第10地帯	<u>1,730</u>	<u>2,310</u>	<u>3,090</u>	<u>3,990</u>	<u>1,410</u>
第11地帯	<u>1,830</u>	<u>2,490</u>	<u>3,290</u>	<u>4,270</u>	<u>1,510</u>
第12地帯	<u>1,940</u>	<u>2,640</u>	<u>3,520</u>	<u>4,540</u>	<u>1,610</u>

イ 荷物地帯区分表

(中略)

(2) 貸切扱荷物に対しては、次の貸切扱小荷物運賃を適用します。

ア 貸切扱小荷物運賃 1車1キロメートルにつき 780円

イ 貸切扱小荷物運賃の最低運賃は、50キロメートル分の運賃とします

(中略)

2 料金

(1) 荷物の料金は、次のとおりとします。

種別	料 金 率
要償額表示料	(1) 貴重品 表示額1,000円までごとに 1円
	(2) 動物 同 3円
	(3) その他 同 50銭
特急列車料	(1) 特急列車利用 10キログラムまで <u>640</u> 円
	20キログラムまで <u>1,290</u> 円
	30キログラムまで <u>1,940</u> 円
	以上20キログラムまでを増すごとに <u>640</u> 円
	(2) 新幹線列車利用 3キログラムまで(第1号ボックス) <u>320</u> 円
6キログラムまで(第2号又は第3号ボックス) <u>640</u> 円	
12キログラムまで(第4号ボックス) <u>1,290</u> 円	
30キログラムまで(第5号トランク又はバッグ) <u>3,240</u> 円	
保管料	1個1日について <u>210</u> 円、ただし、6日目以降は <u>260</u> 円とします。
さしず手数料	(1) 荷物発送前 一口1回について <u>530</u> 円
	(2) 荷物発送後 同 <u>640</u> 円
	(3) 第22条第1項に規定する事故を発見した後、託送取消の請求があった場合は、前各号に掲げる料金に別表第3項第2号イの規定により計算した増運賃の2分の1に相当する額を加算します。

<p>貴重品従価料</p>	<p>別表第1項第3号ア10割増の項第2項に掲げる貴重品</p> <p>価額の申告額に基づき、次により計算し、5,000円を超える場合は5,000円を限度とします。ただし、50万円以下の貴重品については、従価料を適用しないものとします。</p> <p>(1) 貨幣、紙幣及び銀行券</p> <table border="0"> <tr> <td>価額</td> <td>一万円までごとの料金</td> </tr> <tr> <td>100万円までの部分</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>100万円を超える部分</td> <td>5円</td> </tr> </table> <p>(2) 前号以外の貴重品</p> <table border="0"> <tr> <td>価額</td> <td>一万円までごとの料金</td> </tr> <tr> <td>100万円までの部分</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>100万円を超え1,000万円までの部分</td> <td>2円50銭</td> </tr> <tr> <td>1,000万円を超える部分</td> <td>30銭</td> </tr> </table>	価額	一万円までごとの料金	100万円までの部分	20円	100万円を超える部分	5円	価額	一万円までごとの料金	100万円までの部分	10円	100万円を超え1,000万円までの部分	2円50銭	1,000万円を超える部分	30銭	<p>貴重品従価料</p>	<p>別表第1項第3号ア10割増の項第2項に掲げる貴重品</p> <p>価額の申告額に基づき、次により計算し、5,000円を超える場合は5,000円を限度とします。ただし、50万円以下の貴重品については、従価料を適用しないものとします。</p> <p>(1) 貨幣、紙幣及び銀行券</p> <table border="0"> <tr> <td>価額</td> <td>一万円までごとの料金</td> </tr> <tr> <td>100万円までの部分</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>100万円を超える部分</td> <td>5円</td> </tr> </table> <p>(2) 前号以外の貴重品</p> <table border="0"> <tr> <td>価額</td> <td>一万円までごとの料金</td> </tr> <tr> <td>100万円までの部分</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>100万円を超え1,000万円までの部分</td> <td>2円50銭</td> </tr> <tr> <td>1,000万円を超える部分</td> <td>30銭</td> </tr> </table>	価額	一万円までごとの料金	100万円までの部分	20円	100万円を超える部分	5円	価額	一万円までごとの料金	100万円までの部分	10円	100万円を超え1,000万円までの部分	2円50銭	1,000万円を超える部分	30銭
価額	一万円までごとの料金																														
100万円までの部分	20円																														
100万円を超える部分	5円																														
価額	一万円までごとの料金																														
100万円までの部分	10円																														
100万円を超え1,000万円までの部分	2円50銭																														
1,000万円を超える部分	30銭																														
価額	一万円までごとの料金																														
100万円までの部分	20円																														
100万円を超える部分	5円																														
価額	一万円までごとの料金																														
100万円までの部分	10円																														
100万円を超え1,000万円までの部分	2円50銭																														
1,000万円を超える部分	30銭																														
(以下略)		(以下略)																													

附則 この通達は、平成26年4月1日から施行する。